

関税法施行令等の一部を改正する政令（案） 参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条（省 略）

2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（関税割当制度）

第九条の二 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）

第七条の八 経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条<sup>8</sup>）に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第六項及び第七項において「特定貨物

の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率法別表に定める税率（第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率）及び協定税率のうちいずれか低いもの（以下「実行税率」という。）の範囲内において関税率を引き上げること。

2 } 9 (省略)

(特惠関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関税率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める税率

二 関税率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」という。） 同法別表に定める税率（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率）及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率（同表に定める係数が〇・〇とされている物品にあつては、無税）

三 関税率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。） 無税

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合

する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないとして認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特惠受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 及び 4 (省 略)

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の五 (省 略)

2 関税率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

(経済連携協定に基づく関税割当制度等)

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品(次項に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

4 及び 5 (省 略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第八条の九関係)

関税率法 別表の番号	品 名	税率
七・一三	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	
七・一三・一	えんどう(ピスム・サティヴム)	
	二 その他のもの	

七二三・三二	<p>(二) その他のもののうち</p> <p>この号の二の(二)に掲げるえんどう、第 七二三・三三三号に掲げる小豆、第 七二三・三三三号の二の(二)に掲げるいんげん豆、第 七二三・三九号の二の(二)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第 七二三・五号の二の(二)に掲げるそら豆及び第 七二三・九号の二の(二)に掲げるその他の乾燥した豆について、一、二、 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィゲナ・アングラリス）のうち 共通の限度数量以内のもの</p> <p>いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの</p>	—	%
七二三・三三	<p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの</p>	—	%
七二三・三九	<p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの</p>	—	%
七二三・五	<p>そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの</p>	—	%
七二三・九	<p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち</p>	—	%

一・五	共通の限度数量以内のもの とうもろこし	— %
一・五・九	その他のもの	
	二 その他のもののうち	
	<p>関稅定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないものうち      当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量      を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のも      の</p> <p>コーンスターチの製造に使用するもの      政令で定めるところにより飼料用に供するもの      コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの      その他のもの</p>	無税 無税 無税 三%
一・七	麦芽（いつてあるかないかを問わない。） いつてないもののうち	
一・七・一	<p>この号のいつてない麦芽及び第一一七・二 号のいつた麦芽について、当該年度      における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際      市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度      数量」という。）以内のもの      いつたもののうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの      でん粉及びイヌリン      でん粉</p>	無税 無税
一・七・二	共通の限度数量以内のもの	
一・八	でん粉及びイヌリン	
一・八・二	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）のうち	
	<p>この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）、第一一八・一三号に      掲げるばれいしよでん粉、第一一八・一四号に掲げるマニオカ（カッサバ）で      ん粉、第一一八・一九号に掲げるその他のでん粉、第一一八・二 号に掲げ      るイヌリン、第一一九・一・二 号の（二）のDの に掲げるベーカーリー製品製造      用の混合物等及び第一一九・一・九 号の（二）のDの に掲げる調製食料品につ</p>	

一一八・一三	<p>いて、一五七、 トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するとともにその需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項及び第一九・一項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの</p> <p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ばれいしよでん粉のうち</p> <p>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二五%</p> <p>無税</p>
一一八・一四	<p>マニオカ（カツサバ）でん粉のうち</p> <p>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二五%</p> <p>無税</p>
一一八・一九	<p>その他のでん粉のうち</p> <p>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二五%</p> <p>無税</p>
一一八・二	<p>イヌリンのうち</p> <p>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第一四・一項から第一四・四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあ</p>	<p>二五%</p> <p>無税</p>
一一九・一	<p>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第一四・一項から第一四・四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあ</p>	<p>二五%</p> <p>無税</p>

一九一・二

つては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

第一九・五項のベーカーリー製品製造用の混合物及び練り生地

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第 四・一項から第 四・四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）、及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

その他のものうち

でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

、第 四・一項から第 四・四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だん

二五%  
一六%

	<p>(二) その他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）  米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）  D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの  その他のものうち  でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの  砂糖を加えたもの  その他のもの</p>	<p>二五%  一六%</p>
--	---	---------------------